

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

			規則	目次
			ページ	
○行政組織規則の一部を改正する規則				
○訓令甲				
○公印規程の一部を改正する訓令				
○文書規程の一部を改正する訓令				
告示				
○富城県県政オンブズマン設置要綱を廃止する告示				
○狩獵期間の延長				
○狩獵期間の延長及び狩獵鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除				
○昭和四十三年富城県告示第六百六十八号（鳥獸保護区の設定）の一部改正				
○昭和五十三年富城県告示第九百四十八号（鳥獸保護区の設定）の一部改正				
○休獵区の指定				
○特例休獵区の指定				
○特定獵具使用禁止区域（銃）の指定				
○昭和四十六年富城県告示第九百七十五号（銃獵禁止区域の設定）の一部改正				
○平成六年富城県告示第千百一十四号（銃獵禁止区域の設定）の一部改正				
○平成七年富城県告示第千百三十九号（銃獵禁止区域の設定）の一部改正				
○平成十年富城県告示第千百七号（銃獵禁止区域の設定）の一部改正				
○平成十一年富城県告示第千二百三十五号（銃獵禁止区域の設定）の一部改正				
改正				
○富城県規則第九十三号 行政組織規則の一部を改正する規則				
○富城県規則（昭和三十五年富城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。 第二十七条第一項の表所長の項中「保健福祉事務所の地域事務所」の下に「、大阪事務所名古屋産業立地センター」を加える。				

改正

○富城県規則第九十三号
行政組織規則の一部を改正する規則

○富城県規則（昭和三十五年富城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項の表所長の項中「保健福祉事務所の地域事務所」の下に「、大阪事務所名古屋産業立地センター」を加える。

平成二十年十月三十一日

富城県知事 村井嘉浩

第六十二条中第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

大阪事務所に、次のセンターを置く。

名 称	位 置
宮城県大阪事務所名古屋産業立地センター	名古屋市

第六十二条に次の一項を加える。

5 前項の所掌事務のうち、名古屋産業立地センターの分掌事務は同項第一号に掲げる事務とする。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

訓 令 甲

○富城県訓令甲第三十号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年富城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

文 書 用 般
方 二 ○
宮 城 県 東 部 所 印
児 童 相 談 所
長 気 仙 沼 支 所

文 書 用 般
方 二 ○
宮 城 県 東 部 所 印
児 童 相 談 所
長 気 仙 沼 支 所

文 書 用 般
支 気 相 東 部 所 印
所 仙 談 児 童
長 沼 支 所

を

告 示

○富城県告示第千二十号

富城県政オンブズマン設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

に改める。

文 書 用 般
方 二 ○
宮 城 県 大 阪 事 務 所 長 之 印
名 古 屋 产 業 立 地 一 用

大 阪 事 務 所 長 之 印
名 古 屋 产 業 立 地 一 用
所 产 業 立 地
所 古 屋 产 業 立 地

」

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

○富城県訓令甲第三十一号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令（昭和四十三年富城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号②中「宮大第 号」を「富城県大阪事務所」を

「宮大第 号」を「宮城県大阪事務所」
「宮城県大阪事務所」を「富城県大阪事務所」

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

告 示

○富城県告示第千二十号

富城県政オンブズマン設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

富城県政オンブズマン設置要綱（平成八年富城県告示第千一百一十六号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

○富城県告示第千二十号

に改める。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり狩猟期間を延長する。

平成二十年十月三十一日

石巻市（全域（島しょを除く。））
牡鹿郡女川町（全域（島しょを除く。））

3 延長する狩猟期間

牡鹿半島二ホンジカ保護管理計画の期間（平成二十年十一月一日から平成二十一年十月三十一日までに限る。）内において、一月十六日から同月末日まで

二 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除

1 対象狩猟鳥獣

二ホンジカ

2 対象区域

石巻市（全域（島しょを除く。））

牡鹿郡女川町（全域（島しょを除く。））

3 解除後の捕獲等の数の一回当たりの上限

二頭（うち雄の上限は一頭）

○宮城県告示第千二十二号

昭和四十三年宮城県告示第六百六十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩
愛宕山鳥獣保護区の項第一号及び第二号を次のように改める。

二 困域

岩沼市志賀地内県道岩沼蔵王線と林道田中線との交点を起点とし、同所から同林道を南西進し柴

ノシシを捕殺するための銃器の使用に限る。）
○宮城県告示第千二十二号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項及び第三項の規定により、次のとおり狩猟期間の延長及び狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の一部を解除する。
平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

三 延長する狩猟期間

宮城県イノシシ保護管理計画の期間（平成二十年十一月一日から平成二十四年三月三十一日まで）

内において、二月十六日から三月十五日まで（獵法[ひづけ]にては、わな獣及び当該わなに掛かったイ

ノシシを捕殺するための銃器の使用に限る。）

一 狩猟期間の延長

1 対象狩猟鳥獣
二ホンジカ

2 対象区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（一十年間）

愛宕山鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分	森林鳥獣生息地
2 记更理由	当該区域は、岩沼市及び柴田郡柴田町とにまたがる区域で、スギ、アカマツ、落葉広葉樹など豊かな自然が残されており、野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。
3 管理方針	区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保护員により区域内を巡回し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。
4 富床鳥獣保護区の項第一号及び第二号を次のように改める。	富床鳥獣保護区の項第一号及び第二号を次のように改める。
一 区域	黒川郡大和町宮床地内県道大和宮城線と町道五ノ坊線との交点を起点として、同所から同町道を西進及び北に進み町道宮床難波線との交点に至り、同所から同町道を東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域
三 存続期間	平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）
四 鳥獣保護区の保護に関する指針	1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 记更理由 当該区域は、南川ダム、笠倉山、撫倉山などに囲まれた県立自然公園船形連邦の一部であり、高木性広葉樹林が多数存在し、豊かな自然が残されている。保護区の指定により野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。
一 区域	当該区域は、南川ダム、笠倉山、撫倉山などに囲まれた県立自然公園船形連邦の一部であり、高木性広葉樹林が多数存在し、豊かな自然が残されている。保護区の指定により野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。
二 区域	仙台市泉区福岡地内県道泉ヶ岳公園線と林道上平線との交点を起点として、同所から同県道を北西進し市道台屋敷昭和線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道天神沢台谷地線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道鶴が丘幹線一号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道鶴が丘幹線一号線との交点に至り、同所から同市道を北及び北西に進み市道鶴が丘八八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県有地（宮城県泉松陵高校敷地）南端に至り、同所から同県有地東端を北進し同県有地北端から分岐する県民の森遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し黒川郡富谷町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し黒川郡大和町と宮城郡利

び北西進し民有林仙台市泉区三九林班と同四〇林班の境界線との交点に至り、同所から同林班界を北西進し同四一林班との境界線に至り、同所から同三九林班と四一林班の境界線を西進し黒鼻山の山頂で仙台市と黒川郡大和町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び北東並びに南東に進み蘭山の山頂に至り、同所から南西にある標高六三八mの山の山頂を経て高の原林道の八の沢橋へと至る稜線を南西進し高の原林道の八の沢橋へ至り、同所から同林道を北進し林道苦桃線との交点に至り、同所から同林道を南及び南西並びに南東に進み仙台市泉区苦桃字鹿畠地内において東北電力株式会社の送電線との交点に至り、同所から同送電線を南進し県道泉ヶ岳公園線との交点に至り、同県道を北西進し起点に至る線で囲まれた区域
三 存続期間
一 区域
二 区域
三 存続期間
平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）
四 鳥獣保護区の保護に関する指針
1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 记更理由 当該区域は県立自然公園船形連邦内にあり、泉ヶ岳を中心とした山々に囲まれ豊かな自然が残されており、野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。
3 管理方針
区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保护員により区域内を巡回し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行ふ。
一 区域
当該区域は、仙台市宮城野区岩切地内県道泉塙竈線と市道若宮前羽黒前一號線の交点を起点として、同所から同県道を北西進し市道台屋敷昭和線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道天神沢台谷地線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道鶴が丘幹線一号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道鶴が丘幹線一号線との交点に至り、同所から同市道を北及び北西に進み市道鶴が丘八八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県有地（宮城県泉松陵高校敷地）南端に至り、同所から同県有地東端を北進し同県有地北端から分岐する県民の森遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し黒川郡富谷町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し黒川郡大和町と宮城郡利

り、同所から同県道を東及び北に進み県道定義仙台線との交点に至り、同所から同県道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

2 変更理由

本区域は、奥羽山脈の麓に位置する森林地帯である。落葉広葉樹を主とする自然度の高い森林が広がり、多種多様の植物が育成し、地形は起伏変化に富み野生動物にとって良好な生息環境である。また、大型獣類の季節移動や繁殖個体の移動分散経路としても重要な地域となっている。このため、鳥獣保護区の指定期間を更新し、野生鳥獣の保護繁殖と生息域の連続性及び移動経路の確保を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行つ。

加護坊山鳥獣保護区の項第一号及び第二号を次のように改める。

二 区域

大崎市田尻・大貫地内県道河南築館線と市道大貫涌谷線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し遠田郡涌谷町との境界線との交点に至り、同所から林道釜場線を南進し県道涌谷田尻線との交点に至り、同所から同県道を西進し林道長坂線との交点に至り、同所から同林道を北進し市道百々加護坊山線との交点に至り、同所から同市道を西進し大崎市田尻地内新田目に至る山道との交点に至り、同所から同山道を北進し市道下山居下曲田線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道河南築館線との交点に至り、同所から同県道を東進し起點に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

加護坊山鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、岩手県境の栗原市金成地区中心に位置し、一級河川金流川流域で草地や沼が多く散在していることから、自然環境が豊かで餌も豊富にあるため、キジ、ヤマドリ等の生息地として適切な環境ある地域である。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行ふ。

鹿折鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

一 区域

県道氣仙沼陸前高田線と市道東中才線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し市道東中才

本区域は、「加護坊・籠岳山緑地環境保全地域」内にあり、大崎平野の代表的な丘陵地帯で、森林鳥獣の生息地として適した環境を維持しており、重要な地域となつていていることから、鳥獣保護区の期間を更新し、野生鳥獣の保護繁殖と生息域の確保を図るものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行ふ。

金成鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

一 区域

栗原市金成日向地内国道四号と市道机木沢線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道岩崎机木沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道大上線との交点に至り、同所から同市道を西進し栗原市栗駒との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道栗駒金成線との交点に至り、同所から同県道を東進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

金成鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、岩手県境の栗原市金成地区中心に位置し、一級河川金流川流域で草地や沼が多く散在していることから、自然環境が豊かで餌も豊富にあるため、キジ、ヤマドリ等の生息地として適切な環境ある地域である。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行ふ。

鹿折鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

一 区域

県道氣仙沼陸前高田線と市道東中才線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し市道東中才

一〇号線との交点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み国有林三一一林班と同三一二林班の境界線に接続し、同所から同境界線を北東進し旧氣仙沼市と旧本吉郡唐桑町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し国有林と民有林との境界線に接続し、同所から同境界線を南東進し国有林と氣仙沼市有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し只越沢との交点に至り、同所から南及び南東に進み国道四五号に至り、同所から同境界線を西及び北西に進み市道只越沢

一号線との交点に至り、同所から同市道を北及び南西に進み旧氣仙沼市と旧唐桑町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し県道氣仙沼唐桑線に至り、同所から同県道を西進し市道東中才

才東八幡前線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

鹿折鳥獣保護区の項第三号の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は氣仙沼市の市街地と海岸部近接し、区域西方には鹿折みどりのふれあい広場が設置されるなど、豊かな自然が残されており、保護区指定により北上山系の野生鳥獣の保護繁殖に重要な役割を果たしている地域である。よって、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行つ。

神割崎鳥獣保護区の項第一号及び第三号を次のように改める。

二 区域

本吉郡南三陸町長清水地内長清水河口の右岸を起点とし、同所から船形島西端を直線で結び、同島東端から双子島及び黒島の東端並びに石巻市北上町地内金比羅崎を直線で結び、同所から海岸線を北西進し石巻市北上町相川河口に至り、同所から同河川を西進し旧国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を北東及び北西に進み南三陸町長清水との交点に至り、同所から同河川を北進し起点に至る線で囲まれた内陸及び島しょ海面の一円の区域（船形島、双子島及び黒島の全島を含む。）

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで(二十年間)

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 森林鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、長面浦を中心とした区域である。区域内は全域が硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、森林性野生鳥獣の生息環境が良好に保全されている。また、長面浦には、冬期のガン・カモ科鳥類の飛来地になつてあり、毎年多數飛来する」とから、引き続き鳥獣保護区として更新するものである。

3 管理方針

員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行つ。

○宮城県告示第十二十四号

昭和五十三年宮城県告示第九百四十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

定されている「サゴ」が確認されている。人家等が少なく、野生鳥獣の生息に適した地域であることから、保護繁殖を図るために引き続き指定するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行つ。

白石鳥獣保護区の項第一号及び第二号を次のように改める。

二 区域

白石市地内の国道四五七号と児捨川との交点を起点として、同所から同河川左岸を東進し白石川と合流点に至り、同所から同河川左岸を南進し斎川との合流点に至り、同所から同河川左岸を南東及び南に進み国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道郡山鷹巣線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道沖ノ沢郡山線に至り、同所から同市道を南西進し市道鷹の巣線との交点に至り、同所から同市道を西進し斎川との交点に至り、同所から同河川左岸を南進し市道坂谷線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道威徳寺前線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道一本木通り線との交点に至り、同所から同市道を北進し国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道尾篠線との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み市道築場線との交点に至り、同所から同市道を西及び東に進み市道鎌先街道線との交点に至り、同所から同市道を西及び東に進み市道鎌先街道線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道南蔵王白石線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下原山根線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道長袋上線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下原山根線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道長袋上線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下原山根線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分 身近な鳥獣生息地

2 変更理由

当該区域は、白石市の中心部に位置し、その区域内には、児捨川、白石川及び斎川の三川が流れしており、昭和五十三年度の鳥獣保護区設定以来、野生鳥獣の生息環境の保護・保全が図られてきたところである。今後とも過去から引き継がれてきた多様な鳥獣相を保全し、次代に引き継ぐことができるよう引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

なお、前回更新時（昭和六十二年度）に比べ生息環境に大きな変化はないが、野生動物の生息状況については、ここ数年、郡山地区にイノシシの出没が増え農作物の被害が著しい。自己防除や有害鳥獣捕獲で対応してきたが、近年はそれでもなお被害を防ぐことができない状況である。よって、当該地域の一部を鳥獣保護区から除外し区域を縮小するもの

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置することとに、県職員及び自然保護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行ひ。

○宮城県告示第千二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休獵区を指定する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一

1 名称

鎌先休獵区

2 区域

白石市福岡八宮地内東北電力株式会社蔵王幹線と市道三住線との交点を起点として、同所から同市道を南東進し市道鎌先一号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道馬場先二号線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道下原山根線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道長袋上線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道下原山根線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道南蔵王白石線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道鎌倉線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道梁場線との交点に至り、同所から同市道を南西及び南東に進み市道鎌先一号線との交点に至り、同所から同市道を西及び南に進み国道一一三号との交点に至り、同所から同市道を西及び南に進み市道湯元線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道明戸前線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道鎌倉線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道小久保平原線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道沼線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み市道川原子ダム線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道川原子線との交点に至り、同所から同市道を北進し東北電力株式会社蔵王幹線との交点に至り、同所から同幹線を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで（一年間）

一

1 名称

円田休獵区

2 区域

刈田郡蔵王町大字小村崎地内町道桜町線と柴田郡村田町との境界線との交点を起点し、同所から同町道を南進し県道岩沼蔵王線との交点に至り、同所から同県道を西及び南に進み県道白石上山線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道永野山ノ入平沢線との交点に至り、同所から同町道を北進し農道白石蔵王川崎線との交点に至り、同所から同農道を北東進し町道猿鼻線との交点に至り、同所から同町道を北西進し刈田郡蔵王町と柴田郡村田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域		
同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域		
平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(一年間)		
三		
1	名称	峠田岳休憩区
2	区域	刈田郡七ヶ宿町閑地内国道一一三号と町道鳥川線との交点を起点とし、同所から同町道を南進しサワガニ沢との交点に至り、同所から同沢を西及び南に進み町道鳥川線(足沢橋)に通じる小道沿いの沢に至り、同所から同沢を南東進し町道鳥川線(足沢橋)との交点に至り、同所から同町道を南進し宮城県と福島県との境界線に至り、同所から同境界線を北西及び南に進み林道峠田岳線に通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を北及び北西に進み林道峠田岳線との交点に至り、同所から同林道を北西進し町道五郎山線との交道一一三号との交点に至り、同所から同国道を東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた区域
3	存続期間	平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(一年間)
四		
1	名称	浪形休憩区
2	区域	柴田郡川崎町前川地内国道一八六号と町道荒町・前川線との交点を起点とし、同所から同町道を南及び南西に進み県道蔵王川崎線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道前川・枇杷落線との交点に至り、同所から同町道を西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南西進し官行造林地と県行造林地との境界線に至り、同所から同境界線を西進し官行造林地と国有林との境界線に至り、同所から同境界線を北西進し国有林と町有林との境界線に至り、同所から同境界線を北西及び北東に進み国有林と造林地との境界線に至り、同所から同境界線を北東
3	存続期間	平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(一年間)
五		
1	名称	本砂金休憩区
2	区域	柴田郡川崎町本砂金東内野地内町道上石丸内野線と仙台市との境界線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し県道秋保温泉川崎線との交点に至り、同所から同県道を南進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北西、北及び東に進み川崎町と仙台市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線で囲まれた区域
3	存続期間	平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(一年間)
六		
1	名称	四方山休憩区
2	区域	角田市鳩原字瀬ノ木橋地内県道亘理村田線と亘理郡亘理町との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南進し県道半田山下線との交点に至り、同所から同県道を南西進し県道丸森柴田線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道亘理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道土浮堂前線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道住吉坂下線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道丸森柴田線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道亘理村田線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線で囲まれた区域
3	存続期間	平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(一年間)
七		
1	名称	羽出庭休憩区
進し県行造林地と町有林との境界線に至り、同所から同境界線を南東及び北東に進み梅木沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し立石沢との交点に至り、同所から同沢を北西進し町道湯坪線との交点に至り、同所から同町道を北東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北進し国道一八六号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線で囲まれた区域		
3	存続期間	平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(一年間)

2
区域

伊具郡丸森町字岡巻地内町道羽出庭砂ノ入線と林道船越線との交点を起点とし、同所から同林道を北、東及び南西に進み林道内山線との交点に至り、同所から同林道を南東進し林道小塚線との交点に至り、同所から同林道を南西進し町道羽出庭線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道丸森梁川線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み宮城県と福島県との境界線に至り、同所から同境界線を北東及び西に進み町道袖五郎線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道滝ノ上水沢線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道沼滝ノ上線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道羽出庭砂ノ入線との交点に至り、同所から同町道を北東進し起點に至る線で囲まれた区域

平成二十一年十一月一日から平成二十一年十月三十日まで（一年間）

3 存続期間

2
区域

東進し柴田郡柴田町地内林道雷・馬場線との交点に至り、同所から同林道を南進し町道入間田一〇号線との交点に至り、同所から同町道を南東及び南に進み県道四〇号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し町道入間田一〇号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し町道入間田一〇号線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道四〇号線との交点に至り、同所から同県道を西進し大河原川崎線との交点に至り、同所

囲まれた区域

平成二十年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで(二年間)

名称

2

黒川郡富谷町今泉地内富谷町道大童今泉線との交点を起終点とし、同所から同町道を南進し町道今泉大毫線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道沼田線との交点に至り、同所から同町道を南及び東に進み黒川郡富谷町と宮城郡利府町の境界線との交点に至り、同所か

ら同境界線を南及び西に進み黒川郡富谷町と仙台市宮城野区の境界線との交点に至り、同所から

り同境界線を南及び西に進み黒川郡富谷町と仙台市宮城野区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び南に進み黒川郡富谷町と仙台市泉区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し県道仙台三本木線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道西成田宮床線との交点に至り、同所から同県道を北西進し富谷町道大童今泉線との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

平成二十年十一月一日から平成二十一年十月三十日まで（一年間）

名

亘理四方山休獵区

2

亘理郡亘理町祝田地内国道六号と県道亘理大河原川崎線との交点を起点とし、同所から同国道を南進し亘理町道東街道線との交点に至り、同所から同町道を南西進し町道鳥飼河原線との交点を

に至り、同所から同町道を南東進し町道砂取場線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道砂取場線との交点に至り、同所から同町道を北進し国道六号との交点に至り、同所から国道を南進し県道半田山下線との交点に至り、同所から同県道を南西進し角田市と亘理郡山元町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し角田市と亘理町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道亘理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を東進し起居山に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

立正二年一月一日から立正二年一月三日止(二年間)

+

二三

2
区域

加吉君は色麻田城内色麻田道臣上総と色麻田道臣上総の名を起兵とし同所から同田道

との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み加美町道上区青野線に接続し、同所から同

町道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

十九	十八	1 名称 南ノ沢休憩区	2 区域 登米市東和町朝田貫地内国道三九八号と市道南ノ沢線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道幡戸線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道馬場駒ノ湯線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道高松松倉線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道田町滝沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域	3 存続期間 平成二十年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで(二年間)
二十	十九	1 名称 登米市登米町寺池道場地内道場ヶ沢と県道河南登米線との交点を起点とし、同所から同市道を南進及び西に進み市道旧北上川右岸二号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道河南米山線との交点(旧北上川豊里大橋右岸)に至り、同所から同市道を北進し東日本旅客鉄道株式会社気仙沼線との交点に至り、同所から同線を北東進し市道加々巻線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道鳥越唐崎線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道豊里小学校線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道山下一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道小島豊里線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道古川登米線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道幹線用水路線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道登米沢線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道銀山線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道塩釜線との交点に至り、同所から同市道を南進し民有林登米市登米町四七林班へ、と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北東に進み同林班ぼ、と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道稚児ヶ墓線との交点に至り、同所から同市道を北進し道場ヶ沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し起点に至る線で囲まれた区域	2 区域 登米市登米町寺池道場地内道場ヶ沢と県道河南登米線との交点を起点とし、同所から同市道を南進及び西に進み市道旧北上川右岸二号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道河南米山線との交点(旧北上川豊里大橋右岸)に至り、同所から同市道を北進し東日本旅客鉄道株式会社気仙沼線との交点に至り、同所から同線を北東進し市道加々巻線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道鳥越唐崎線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道豊里小学校線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道山下一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道小島豊里線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道古川登米線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道幹線用水路線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道登米沢線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道銀山線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道塩釜線との交点に至り、同所から同市道を南進し民有林登米市登米町四七林班へ、と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北東に進み同林班ぼ、と小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道稚児ヶ墓線との交点に至り、同所から同市道を北進し道場ヶ沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し起点に至る線で囲まれた区域	3 存続期間 平成二十年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで(二年間)
二十一	二十	1 名称 須江・赤井休憩区	2 区域 石巻市須江地内県道河南登米線と大規模農道二八二号線との交点を起点とし、同農道を東及び南東並びに南西に進み国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を北西進し県道石巻鹿島台大衡線との交点に至り、同所から同県道を西進し東松島市と遠田郡美里町との境界線に至り、同所から同境界線を北東及び北西に進み石巻市、東松島市、遠田郡美里町との境界線に至り、同所から同境界線を北進し石巻市道前谷地旭山線との交点に至り、同所から同市道を東進し石巻市道青木広測線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道矢本河南線との交点に至り、同所から同県道を北東進し、国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を北東進し県道河南登米線との交点に至り、同所から同県道を北東及び北に進み起点に至る線で囲まれた区域	3 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

二十二	二十一	1 名称 須江・赤井休憩区	2 区域 石巻市須江地内県道河南登米線と大規模農道二八二号線との交点を起点とし、同農道を東及び南東並びに南西に進み国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を北西進し県道石巻鹿島台大衡線との交点に至り、同所から同県道を西進し東松島市と遠田郡美里町との境界線に至り、同所から同境界線を北東及び北西に進み石巻市、東松島市、遠田郡美里町との境界線に至り、同所から同境界線を北進し石巻市道前谷地旭山線との交点に至り、同所から同市道を東進し石巻市道青木広測線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道矢本河南線との交点に至り、同所から同県道を北東進し、国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を北東進し県道河南登米線との交点に至り、同所から同県道を北東及び北に進み起点に至る線で囲まれた区域	3 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)
-----	-----	---------------------	---	---

平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

町道を北進し県道本吉室根線との交点に至り、同所から同県道を北西進し起点に至る線で囲まれた区域

二十一

- 1 名称
新城南休獵区
- 2 区域

市道九条本線と市道高前田長柴線との交点を起点とし、同所から同市道を南西及び南に進み市道大石倉水梨子線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道気仙沼本吉線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道羽田線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道羽田川上線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み市道廿一線との交点に至り、同所から同市道を北東進し林道手長洞木線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道渡戸線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道表新城線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道川原崎線との交点に至り、同所から同市道を東及び南に進み国道四五号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道田柄線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道田中百目木線との交点に至り、同所から同市道を東及び南東に進み市道後九条一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道九条本線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

- 3 存続期間
平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

二十二

- 1 名称
本吉休獵区
- 2 区域

県道本吉室根線と林道曾坊堂線との交点を起点とし、同所から同林道を北東進し曾坊堂沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し同沢の流域上流最遠点と愛宕山山頂を結ぶ線との交点に至り、同所から北東進し同山頂及び本吉郡本吉町と気仙沼市との境界線に至り、同所から同境界線を南東及び南に進み長の森山山頂との交点に至り、同所から同山頂と町道大谷鉱山線の起点を結ぶ線を南東進し町道大谷鉱山線との交点に至り、同所から同町道を南及び東に進み町道大谷鉱山線終点と海岸線を結ぶ線との交点に至り、同所から同結ぶ線を南東進し海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西進し町道赤崎臨海線との交点に至り、同所から同町道を南西進し国道四五号との交点に至り、同所から同国道を南進し町道小泉大橋梨の木左岸線との交点に至り、同所から同町道を北西進し農道明戸線との交点に至り、同所から同農道を北西及び北東に進み国道三四六号との交点に至り、同所から同国道を北東進し町道津谷街裏線との交点に至り、同所から同

- 3 存続期間
平成二十年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで(二年間)

二十三

- 1 名称
イノシシ
- 2 区域

○宮城県告示第千二十七号
鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定獣具使用禁止区域(銃)を指定する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 名称
岩沼特定獣具使用禁止区域(銃)
- 2 区域

岩沼市三色吉地内県道仙台岩沼線と岩沼市道朝日金蛇水線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道朝日線との交点に至り、同所から同市道を北東進し雷土用水路との交点に至り、同所から同用水路を南西進し松ヶ丘第一公園に至り、同公園の西端を南進し市道松ヶ丘一号線と

の交点に至り、同所から同市道を西進し県道仙台若沼線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道松崎北長谷線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道松崎線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道武隈線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道土ヶ崎一丁目線との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み市道土ヶ崎六号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道栄町三号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道朝日栄町線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道朝日栄町堀内線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道栄町堀内線との交点に至り、同所から同市道を南東進し東日本旅客鉄道株式会社東北本線との交点に至り、同所から同線路を南西進し市道根方本町線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道根方柴田線との交点に至り、同所から同市道を南西及び西に進み柴田郡柴田町との境界線に至り、同所から同境界線を北進し民有林岩沼市一林班と、ち小班群の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北東進し同市道を南東及び北東に進み市道朝日金蛇水線との交点に至り、同所から同市道を北東及び東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間
平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

二 1 名称

七北田ダム特定獣具使用禁止区域（銃）

2 区域

仙台市泉区蒜但木地内中道杉ノ崎蒜但木線と市道ダム入口線との交点を起点とし、同所から市道杉ノ崎蒜但木線を南及び西に進み県道泉ヶ丘熊ヶ根線との交点に至り、同所から同県道を南西及び西に進み林道蒜但木向北谷地線との交点に至り、同所から同林道を北西及び東に進み市道ダム入口線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

三 1 名称

仙台西特定獣具使用禁止区域（銃）

2 区域

仙台市青葉区芋沢地内国道四五七号と西仙台ゴルフ場及び民有林との境界線の交点を起点とし、同所から同境界線を南東及び南西に進み私道西仙台ゴルフ場線との交点に至り、同所から同

私道を南及び南西に進み国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を南東及び南並びに西に進み県道落合停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し国道四八号仙台西道路との交点に至り、同所から同国道を西進し市道栗生五丁目一丁目線との交点に至り、同所から同市道を南進し西風蕃山の頂にある無線中継所に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南西進し西風太白区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び西に進み県道秋保温泉愛子線との交点に至り、同所から同県道を北進し旧県道秋保温泉愛子線との交点に至り、同所から同旧県道を北進し国有林と民有林仙台市一八六林班に、ほ小班群の境界線との交点に至り、同所から同仙台市一八六林班と国有林の境界線を西及び北東並びに南東に進み国有林と民有林仙台市一八六林班及び同一八七林班の境界線との交点に至り、同所から同林班の境界線を北東進し同仙台市一八七林班い、へ小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同仙台市一八七林班へ、ろ小班群の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し旧県道秋保温泉愛子線との交点に至り、同所から同旧県道を北西進し市道用見峠線との交点に至り、同所から同市道を北西進し農道との交点に至り、同所から同農道を西進し市道二岩倉内線との交点に至り、同所から同市道を西進しグレート仙台ゴルフ場へ至る道路との交点に至り、同所から同道を南西進し仙台市青葉区と太白区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子大針から太白区秋保町境野へ至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し青葉区上愛子字五ツ森と上愛子字道上の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子字岩多羅山と上愛子字道上の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子字岩多羅山と上愛子字山神の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し青葉区上愛子字五ツ森と上愛子字山神の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し市道山神線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道倉内赤生木線との交点に至り、同所から同市道を北東進し国道四八号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道赤生木前線との交点に至り、同所から同市道を北進し広瀬川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し青葉区芋沢字中田西と芋沢字畠前北に進み大倉川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し青葉区芋沢字中田西と芋沢字畠前北の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道倉内ハツ前との交点に至り、同所から同市道を北進し県道仙台定義線との交点に至り、同所から同県道を南東進し仙台市青葉区芋沢字畠前北より蒲沢山へ至る山道との交点に至り、同所から同山道を北及び東に進み林道芋沢線との交点に至り、同所から同山道を南東進し国有林三十三林班の作業道との交点に至り、同所から同

同作業道を北東進し銅谷原川左岸との交点に至り、同所から同銅谷原川左岸を南東進し市道銅谷原線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道赤坂明神線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道上辺田横手線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道明神板橋線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道明神夜盗沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道明神板橋線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道明神夜盗沢線との交点に至り、同所から同市道を北東進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

四
1 名称
　　南川ダム特定獣具使用禁止区域（銃）
2 区域
　　黒川郡大和町吉田地内大和町道担ノ原線と七ツ森遊歩道との交点を起点とし、同所から同遊歩道を南進し町道宮床難波線との交点に至り、同所から同町道を西進し林道鍛冶敷線との交点に至り、同所から同林道を東及び北に進み町道担ノ原線との交点に至り、同所から同町道を東及び北に進み起点に至る線で囲まれた区域
3 存続期間
　　平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

五
1 名称
　　新広岡台特定獣具使用禁止区域（銃）
2 区域
　　大崎市松山千石地内市道広岡文化丁線と市道上野西線との交点を起点とし、同所から市道上野西線を南進し市道上野極楽橋線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道上野前田沢南線に接し、同所から同市道を東及び南に進み林道上野前田沢高寺森線との交点に至り、同所から同市道を南進し前田沢水路に至り、同所から同水路を西及び北東に進み市道高寺森線との交点に至り、同所から同市道を西及び南に進み和賀山と名取沢の境界線（作業道）との交点に至り、同所から同境界線を北進し市道広岡次橋線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道広岡文化丁線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線で囲まれた区域
3 存続期間
　　平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

六
1 名称
　　女川特定獣具使用禁止区域（銃）
2 区域
　　牡鹿郡女川町浦宿浜地内国道三九八号と町道浦宿一五号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し民有林女川町五九林班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し同六二林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北東に進み林道黒森線との交点に至り、同所から同林道を東進し同六五林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し同六四林班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び南東並びに北東に進み同六七林班との境界線の交点に至り、同所から同境界線を西進し町道清水一八号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道清水一九号線の交点に至り、同所から同町道を東進し町道一級大原本通線との交点に至り、同所から同町道を南進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域
3 存続期間
　　平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

七
1 名称
　　長浜特定獣具使用禁止区域（銃）
2 区域
　　石巻市八幡町地内国道三九八号内海橋の東橋台を起点とし、同所から同国道を南東進し市道松原一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を西及び北に進み旧北上川河口に至り、同所から同河口の左岸を北進し起点に至る線で囲まれた区域
3 存続期間
　　平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第千二十八号
昭和四十六年宮城県告示第九百七十五号（銃獣禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

仙台東銃獵禁止区域の項第一号を次のように改める。

一 区域

仙台市宮城野区地内国道四五号福田橋左岸を起点とし、同所から七北田川左岸を北西進し県道仙台松島線との交点に至り、同所から同県道を北東進し仙台市道若宮前羽黒前一號線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道若宮前羽黒前一號線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道高島線との交点に至り、同所から同市道を北東進し利府町道菅谷神谷沢線との交点に至り、同所から同町道を北東進し町道高島線との交点に至り、同所から同市道を北東進し利府町道菅谷神谷沢線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道塩竈吉岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し宮城郡利府町と黒川郡大和町の境界線との交点に至り、同所から同県道を北進し利府町道惣の関線との交点に至り、同所から同県道を東及び南東並びに北東に進み林道節ヶ崎線との交点に至り、同所から同林道を南進し内の目橋を経て林道内の目線との交点に至り、同所から同林道を南西進し鷹戸屋無線中継所から惣の関ダムへ注ぐ沢との交点に至り、同所から同沢を南進し鷹戸屋無線中継所に至り、同所から峰通りを南東及び北東に進み民有林利府町二三林班ぢ八、一小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進し利府町道惣の関線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み県道仙台松島線との交点に至り、同所から同県道を南西進し利府町道東町線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道塩竈吉岡線との交点に至り、同所から同県道を南東進し宮城郡利府町と塩竈市の境界線との交点に至り、同所から同県道を北西進し利府町道笠町在加瀬線と線を南西進し県道塩竈吉岡線との交点に至り、同所から同県道を北西進し利府町道笠町在加瀬線との交点に至り、同所から同町道を南西進し町道在加瀬線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南に進み貴船神社北側に至る里道との交点に至り、同所から同里道を東進し多賀城市と塩竈市の境界線との交点に至り、同所から同市道を北東進し多賀城市道市川線と境界線を南及び東に進み市道下馬森郷線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道塩竈七ヶ浜多賀城線との交点に至り、同所から同県道を東進し七ヶ浜町道君ヶ岡線との交点に至り、同所から同市道を東及び南に進み県道塩竈七ヶ浜多賀城線との交点に至り、同所から同海岸線を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南進し眺望崎に至り、同所から海岸線を南西進し仙台港北防波堤基部に至り、同所から向洋埠頭東北端に直進し、同所から仙台港岸壁を南西進し仙台塩竈港（仙台港区）臨港道路南海岸線との交点に至り、同所から同道路を西及び北西並びに南西に進み仙台塩竈港（仙台港区）臨港道路南幹線との交点に至り、同所から同道路を南進し仙台塩竈港（仙台港区）臨港道路南幹線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道惣五郎坂線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道前谷地旭山線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み県道河南南郷線との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道鳥谷坂大橋線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を南西及び南に進み市道川羽沼線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西原一號線との交点に至り、同所から同市道を南進し七北田川左岸貞山堀北闇門西側基

部に至り、同所から七北田川右岸県道仙台・亘理自転車道線の東北端に直進し、同所から同県道を北西進し国道四五号福田橋に至り、同所から同橋を東進し七北田川左岸に至り、同所から同川左岸を北東及び北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

板廻銃獵禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千百三十九号

平成六年宮城県告示第千百二十四号（銃獵禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

斎勝沼銃獵禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千三百三十九号

平成七年宮城県告示第千百三十九号（銃獵禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

明神銃獵禁止区域の項を削る。

○宮城県告示第千三百三十一号

平成十年宮城県告示第千百七号（銃獵禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

河南銃獵禁止区域の項第一号を次のように改める。

一 区域

石巻市広済地内国道一〇八号と県道矢本河南線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し市道青木広済線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道前谷地旭山線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み県道河南南郷線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道前谷地旭山線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道大沢箱清水線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道惣五郎坂線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道河南南郷線との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道鳥谷坂大橋線との交点に至り、同所から同市道を北東進し国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を南西及び南に進み市道川羽沼線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道一〇八号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道西原一號線との交点に至り、同所から同市道を南進し七北田川左岸貞山堀北闇門西側基

宮 城 県 公 報

との交点に至り、同所から同市道を南進し県道河南登米線との交点に至り、同所から同県道を南西進し国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

○富城県告示第三十三十一号

平成十一年宮城県告示第一二五二五五号（銃獣禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十一日

富城県知事 村 井 嘉 浩

角田阿武隈川銃獣禁止区域の項第一号を次のように改める。

一 区域

角田市地内県道亘理大河原川崎線と県道丸森柴田線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道風呂坂津田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道角田橋半田線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み河川管理者東北地方整備局所管の河川管理用道路との交点に至り、同所から同河川管理用道路を南西に進み市道北大坊寄井線との交点に至り、同所から同市道を南進し河川管理者東北地方整備局所管の河川管理用道路との交点に至り、同所から館矢間舟着場を直線で結び、同所から阿武隈川左岸を北東及び西北に進み県道亘理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を東進し起

点に至る線で囲まれた区域
○富城県告示第三十三十二号
平成十三年宮城県告示第一二五二四四号（銃獣禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。
平成二十一年十月三十一日

高野原銃獣禁止区域の項及び上愛子銃獣禁止区域の項を削る。
○富城県告示第三十三十四号
平成十五年富城県告示第一二五二四四号（銃獣禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。
平成二十一年十月三十一日

下愛子・芋沢銃獣禁止区域の項を削る。
○富城県告示第三十三十五号

法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十一日

富城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 増子 恵子

一 代表者の氏名

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区旭ヶ丘四丁目二十四・一十三・一〇一

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の福祉に寄与することを目的に、精神障害者の社会

参加を支援し、事業の円滑な運営を行つものとする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十月八日

○富城県告示第三十三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十一日

富城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 朝市センター保育園

一 代表者の氏名 増田 隆男

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中央四丁目三番二十八号 朝市ビル五階

三 定款に記載された目的 この法人は、多様な保育サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を

保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように支援することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十月十五日

○富城県告示第三十三十七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第一百二号）第十八条の規定により、平成二十一年度富城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十月三十一日

富城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

平成二十一年二月十日（火）

富城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

仙台市泉区天神沢一丁目一番一号 東北学院大学泉キャンパス

三
受験願書受付期間

平成二十一年四月八日(金)晴(有効)

四
第一回の本

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療整備課看護班（電話〇二二一・二六一五）

○宮城県告示第千三十八号
肥料取締法（昭和二十五年）

緑の有効期間の更新をしました。

平裁二十一

宮城県知事
村井嘉浩

○宮城県告示第千三十九号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第十三条规定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があつた。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

第五二八号	登録番号 (宮城県)
混含有機質肥料	肥料の種類
機920 ス一パ一ネ才有	肥料の名称
キズホユーキ(有)	名生産業者及び住所
更 代 表 者 の 氏 名 の 変	変更事項
小手川 和美	変更前
石井 範明	変更後
七平成二十 年九月日	変更年月日

○宮城県告示第千四十号

肥料取締法（昭和一十五年法律第百一十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効し

た

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

失効年月日 （平成二十七年十月十七日）	登録番号 (宮城県)	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 魚粕粉未 7・5	保証成分量(%)				その他の規格	生産業者の氏名 又は名称 一三陸フィッシュコム （株）	生産業者の住所 石巻市大門町二丁目一番八号
				窒素全量	リン酸全量	加里全量	アルカリ分			

○宮城県告示第千四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第三十一条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十年四月から十月分

の特 指 定肥 名料 たい肥	生産業者、輸入業者若し くは販売業者又は表示者 （及び商品名） 家さんふんたい肥	検 査 の 結 果						備 考	
		T N (%)	T P (%)	T K (%)	T C u (mg/kg)	T Z n (mg/kg)	T C a O (%)	C / N (%)	
小原木ファーム	一・二	六・九	四・七	八	五・三	一七・〇	九	一五・六	立入月日七／七

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

T N・窒素全量、T P・リン酸全量、T K・加里全量、T C u・銅全量、T Z n・亜鉛全量、T C a O・石灰全量、C / N・炭素窒素比、水分・水分含量

二 分析値は、T C u及びT Z nについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第千四十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年七月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年十月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

安全性に関する検査

平成20年7月収去

製造事業場等の名称 及び所在地	收去場所 の区分	飼料又は飼料添加物 の名称	飼料又は飼料添加物の名称 (年 製造 月 輸入月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容

栄養成分に関する検査
平成20年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										その他 の検査	違反の内容
				粗たん 白質%	粗脂肪 カロリ カム%	粗纖維 リ ン%	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素%	水溶性 窒素%	ペプシ ン消化 率%	T D N %	M E kcal/ kg			
株式会社稻垣金工場 垣金市	同左	60%イナホフィッシュ シユミール	H20.7	-	-	-	-	16.1	-	-	-	-	-	無	
株式会社稻垣金工場 垣金市	同左	60%イナホフィッシュ シユミール	H20.7	63.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛肥育用飼料ばく 妻	H20.7	13.0	2.4	0.29	0.51	4.3	3.2	-	-	-	-	無	
伊藤忠飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛繁殖用	H20.7	14.1	2.5	1.27	0.73	6.8	7.1	-	-	-	-	無	
		クリーン1号クラン フル	H20.7	22.8	6.5	1.16	0.74	2.8	5.7	-	-	-	-	無	
		イートーチューバースモア ミルク	H20.7	25.8	21.0	1.17	0.66	0.4	5.9	-	-	-	-	無	

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第21項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「」を付けている。

○飼域課長第十一回

飼路地（昭和二十七年六月三十日）第十八號
標記の区域に於て、次のものに於ける区域を

設置したので御承知願ひ。

内之の区域は、平成二十一年四月三十日飼域課止（十木鉄道跡）及び飼域課大河

原土木事務所止迄の一般の道路止掛かる。

平成二十一年四月三十日

飼域課長
村井謹啓

一 飼域の種類
監視

II 路盤地
越戸・伊田盤
III 河底の区域

般 路 の 因 地	敷地の面積 (メートル)	敷地の面積 (メートル)	般 路 の 因 地	
			前	後
伊田市小田井黒沢一九番地先地 同市小田井坂下三番地先地	八・一~ 一九・四	四〇・〇	一四・〇~ 一〇・〇	四〇・〇
			後	

○飼域課長第十一回

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月三十一日

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程(昭和三十九年宮城県告示第百九十四号)の一部を次のように改正する。

宮城県知事 村井嘉浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県土地開発公社
合相川字熊野一番一番五、一番八の一部、一番十
一部、一番十一、落合相川字塚越四十三番三
の一部(一工区)

別表第一中 佐沼支店 登米市迫町佐沼字東佐沼六十四番地 佐沼支店 「」を

佐沼支店 登米市迫町佐沼字八幡三丁目一番地 佐沼支店 「」に改める。

別表第三第一号の表株式会社岩手銀行の項中

塩釜支店 塩釜支店 石巻支店 「」を

塩釜支店 塩釜支店 石巻支店 「」を

塩釜支店 大崎支店 石巻支店 「」を

塩釜支店 大崎市古川駅前大通一丁目五番十五
号 石巻市立町二丁目四番二十五号

塩釜支店 古川支店 石巻支店 「」に改める。

公 告

この告示中別表第二の改正規定は平成二十年十一月三日から、その他の改正規定は平成二十年十一月五日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

○都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第三十四条の二第一項の規定により開発許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十月三十一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
一部、五番四の一部、五番五の一部、十一番、
十三番、十四番の一部、十六番の一部、十七番、

宮城県知事 村井嘉浩

大和町流通平一番、一番、三番の一部、五番三
の一部、五番四の一部、五番五の一部、十一番、
十三番、十四番の一部、十六番の一部、十七番、

○人事委員会規則七・五十三、地域手当の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石附成二

大 阪 事 務 所		所		長
タ	名	古	屋	
所	長	業	立	地
七	種	七	種	七

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から改める。

人事委員会規則七・五十三(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

人警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といふ。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

様式第1号(封筒)の「旨記入欄」に「受講申込書」と記入した者

受講申込書「川崎市」宛「宮城県」に記入した者

書面

1Jの記入欄に「平成10年1月1日」と記入した者

○宮城県公安委員会告示第191号

警備業務法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

(5) 平成20年10月31日

宮城県公安委員会

委員長 藤崎三郎助

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

(2) 実施期日

平成20年12月2日(火)から平成20年12月9日(火)まで(土・日曜日を除く。)の6日間

(12月2日から同月8日までの土・日曜日を除く5日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、同月9日は、午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了考査を実施する。)

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者
受講対象者は、受講申込において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に從事した期間が通算して3年以上ある者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といふ。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2号警備業務」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成20年11月13日(木)から平成20年11月27日(木)まで(土・日曜日・祝日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時00分まで)。ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通及び受講対象者に該当することを確認する書面
イ 受講対象者に該当することを確認する書面は次のとおりとする。

(ア) 前記4-(1)に該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2

号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(イ) 前記4-(4)に該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(5)に該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

ウ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、38,000

円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線
3184)